

水 防 計 画 編

第 1 章 総 則

第 2 章 水防組織

第 3 章 重要水防区域・水防箇所

第 4 章 水防警報等を行う河川

第 5 章 水防警報・水位周知

第 6 章 気象・観測

第 7 章 水防施設及び輸送

第 8 章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ

第 9 章 水防活動

第 10 章 水防信号・標識等

第 11 章 協力及び応援

第 1 章 総 則

この計画は、水防法第 4 条の規定に基づき、長崎県知事から指定された指定水防管理団体たる大村市が、同法第 33 条に基づき、大村市内における水防事務の調整及び実施のために必要な事項を定め、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減して、もって公共の安全を保持することを目的とする。

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは計画を変更する。

第 1 節 水防の責任

1 市町村（水防管理団体）の責任（法第 3 条）

市域における水防を十分に果たす責任を有する。

2 県の責任（法第 3 条の 6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

3 気象庁（台）の責任（法第 10 条）

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力をもとめて、これを一般に周知しなければならない。

4 居住者等の水防義務（法第 24 条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

5 ダム管理者の責任

河川法第 52 条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害発生防止又は災害軽減に積極的に努めなければならない。

第2節 津波に対する留意事項、安全配慮

1 津波に対する留意事項

- (1) 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。
- (2) 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。
- (3) 近地津波でかつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまで、原則として退避を優先する。

*市水防計画では、「水防団」を「消防団」に読み替える。(以下同じ。)

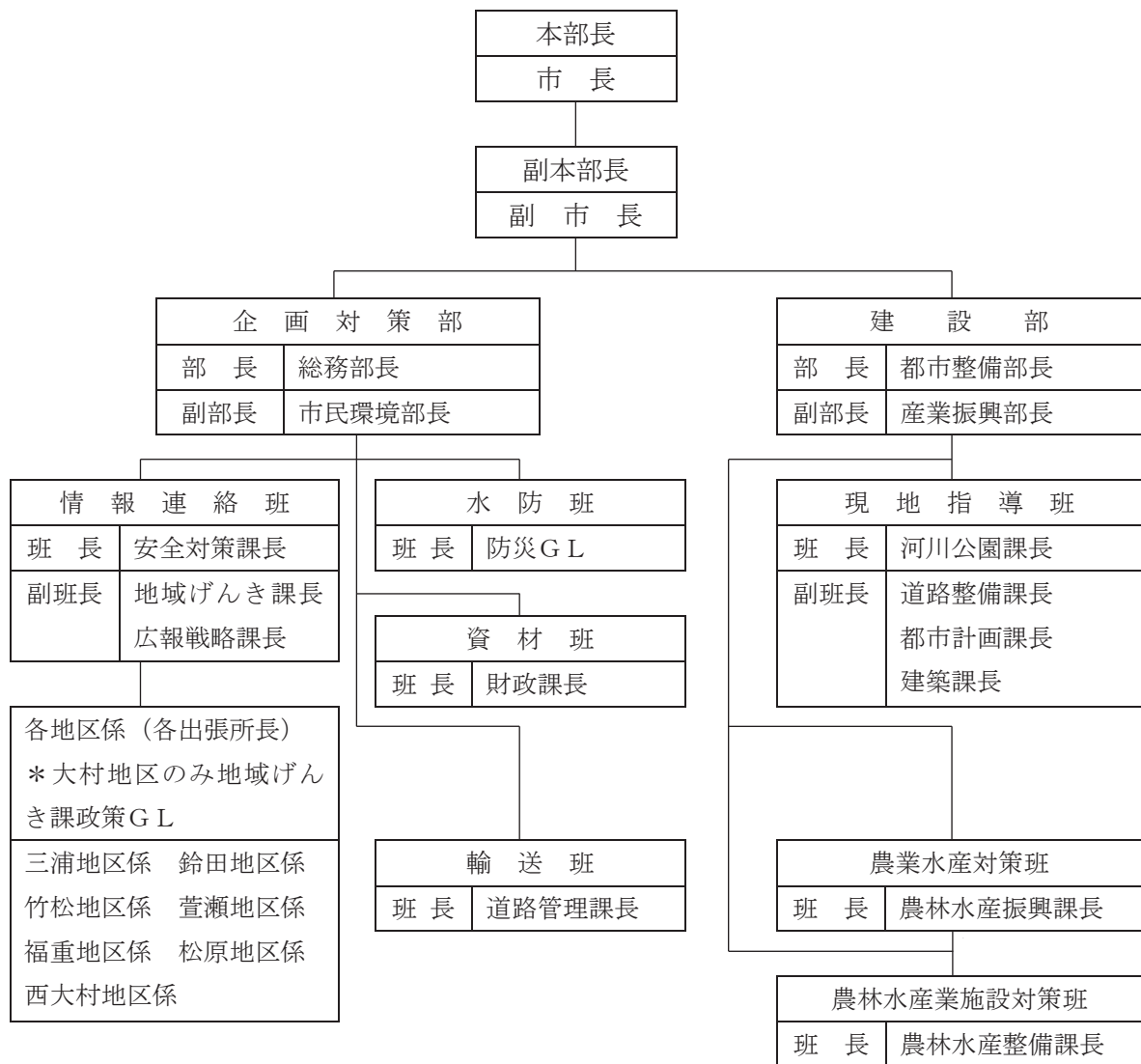
第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部組織

1 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、洪水・津波又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は県水防本部から洪水・津波又は高潮のおそれがあるとの気象状況の通知を受け、必要と認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、その機構により事務を処理する。

（水防本部組織）



2 設置基準

(1) 長崎地方気象台から、市域に次の注意報・警報が発せられ、重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部を設置する。

- ① 注 意 報：津波注意報
- ② 警 報：大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報
- ③ 特別警報：大雨特別警報、高潮特別警報、津波特別警報（大津波警報）

- (2) 災害対策本部が設置された場合は、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- (3) 警報等が解除され、重大な災害の発生のおそれなくなった場合に、水防本部を解散する。

3 宿日直員の処置

- (1) 県水防本部又は長崎地方気象台から各種警報の通知があったときには、直ちに、市長、副市長、総務部長、都市整備部長、産業振興部長、市民環境部長、安全対策課、地域げんき課、広報戦略課、道路整備課、河川公園課、建築課、都市計画課、農林水産振興課、農林水産整備課の各課長に連絡しなければならない。
- (2) 市内各方面から出水及び災害報告を受けた場合は、直ちに総務部長、都市整備部長、産業振興部長、安全対策課、地域げんき課、道路整備課、河川公園課、建築課、農林水産振興課、農林水産整備課の各課長に連絡しなければならない。

第2節 水防事務分掌

水防本部員の事務分担は次のとおりとする。この事務で定めるものは、責任の重大性を認識して常に気象、水位などの状況の変化に注意し、水防事務に支障のないようにしなければならない。

事 務 分 担 表

部 名	班 名	事 務 分 掌	班 長	班 員
企 画 対 策 部	情報連絡班	- 県水防本部への報告 - 警察署並びに各種機関との連絡 - 気象情報、被害状況の収集 - その他情報の収集及び広報宣伝	安全対策課長 (副班長) 広報戦略課長 地域げんき課長	安全対策課 広報戦略課 地域げんき課
	水 防 班	- 災害警備 - 消防団の運営 - 分団情報の収集 - 大村消防署との業務調整	消防 G L 防災 G L	消防団分団編成による
	資 材 班	- 資材の確保 - 資材の配分	財政課長	財政課
	輸 送 班	- 的確な配車 - 輸送の確保 - 物資及び作業員の輸送	道路管理課長	道路管理課
建 設 部	現地指導班	- 道路・橋りょう・河川・都市公園等の応急対策の災害調査報告 - 市有物件の応急対策 - 建築物等の災害調査報告	道路整備課長 河川公園課長 都市計画課長 建築課長	道路整備課 河川公園課 都市計画課 建築課
	農業水産 対 策 班	- 農作物施設の応急対策 - 農作物施設の災害調査報告	農林水産振興課長	農林水産振興課
	農林水産業 施設対策班	- 農林水産業施設等の応急対策 - 農林水産業施設等の災害調査報告	農林水産整備課長	農林水産整備課

第3章 重要水防区域・水防箇所

第1節 重要水防区域

1 重要水防河川

(1) 重要水防河川としての採択基準

- ① 既往水害で被災した未復旧の箇所
- ② 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- ③ 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水が予想される箇所
- ④ 土石流の顕著な河川が河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
- ⑤ 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素の強い箇所
- ⑥ 河川沿いの重要道路が被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される箇所
- ⑦ 改修済みであるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所又は宅地開発等により状況変化の著しい箇所

(2) 本市における重要水防河川

郡川、佐奈河内川、南川内川、大上戸川、内田川、鈴田川、針尾川、稲河内川、小川内川、藤の川、今村川、よし川、城ノ尾川及び長岡川がある。

区間、予想される事態等については、「資料編 X 危険箇所等」の項による。

2 重要水防海岸

(1) 重要水防海岸としての採択基準

- ① 既往波浪で被災した未復旧の箇所
- ② 未改修海岸で過去に波浪のため越波浸水した箇所
- ③ 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m/s程度で越波浸水する箇所
- ④ 浸食の顕著な海岸で急激に基礎部が洗掘され、施設が崩壊する予想のある箇所
- ⑤ 海岸沿いの重要道路が越波により路面洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所
- ⑥ 河口部で高潮により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所

(2) 本市における重要水防海岸

陰平、溝陸、福重、竹松、三浦船津、大村港がある。

区域、予想される事態等については、「資料編 X 危険箇所等」の項による。

第2節 重要水防箇所

1 水門等

県、受益者等が管理している重要水防箇所として市内に存在している水門（樋門）は、新田（鈴田川左岸）、針尾川（針尾川）、与崎（鈴田川左岸）、開（溝陸海岸）、新土井（溝陸海岸）、宮崎新田場（釜川内海岸）がある。

2 農業用ダム及び重要水防ため池

農業用ダム及び重要水防ため池については、野岳ため池、葛城ため池、狸の尾ため池、赤似田ため池、城田ため池、烏帽子ため池、中ツドエため池、御伊勢堂ため池、大多武ため池、姥の懐ため池、狩底ため池、抜川ため池、平床ため池、山手川内ため池、堤上ため池、中尾ため池、三日月ため池、岳ノ木場ため池、御用ため池、重井田防災ダムの20か所がある。

第4章 水防警報等を行う河川

第1節 国が水防警報等を行う河川

国及び気象庁が水防警報を行う対象河川は大村市にはなく、隣接の諫早市の本明川が対象となっている。このため、市としては情報収集を行い、応援・協力等必要な場合は、県・諫早市の要請・依頼を受け対応する。

第2節 長崎県知事が水防警報等を行う河川

1 水防警報を行う河川（水防警報河川）

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	通報系統
大上戸川	(左右岸)藤の川合流点～海 *右岸側普通河川との合流点まで	「3 対象量水標及び指定水位」のとおり	県央振興局長	第5章第2節1項のとおり

2 水位情報を通知及び周知する河川

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	通報系統
大上戸川	左右岸：上諏訪町～海（3, 160m）	「3 対象量水標及び指定水位」のとおり	県央振興局長	第5章第2節1項のとおり
内田川	左岸：玖島3丁目～海 右岸：武部町～海（1, 150m）			
郡川	左右岸：中岳町～海（9, 450m）			

3 対象量水標及び指定水位

	量水標名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者	備考
大上戸川	本堂川橋	乾馬場町	1. 2 m	1. 5 m	—	2. 4 m	県央振興局	水防警報河川
	金丸橋	西三城町	1. 8 m	2. 1 m	2. 3 m	3. 0 m		水位周知河川
内田川	内田川	玖島3丁目	1. 1 m	1. 5 m	1. 9 m	2. 7 m		水位周知河川
郡川	鬼橋	鬼橋町	1. 1 m	1. 3 m	3. 4 m	3. 9 m		水位周知河川

第5章 水防警報・水位周知

第1節 水防警報の種類・内容及び発表基準

1 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種 類	内 容	発 令 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と求めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意推移（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。
備 考	地震による堤防の漏水、沈下等の場合には、上記に準じて水防警報を発表する。	

2 津波に関する水防警報発表基準

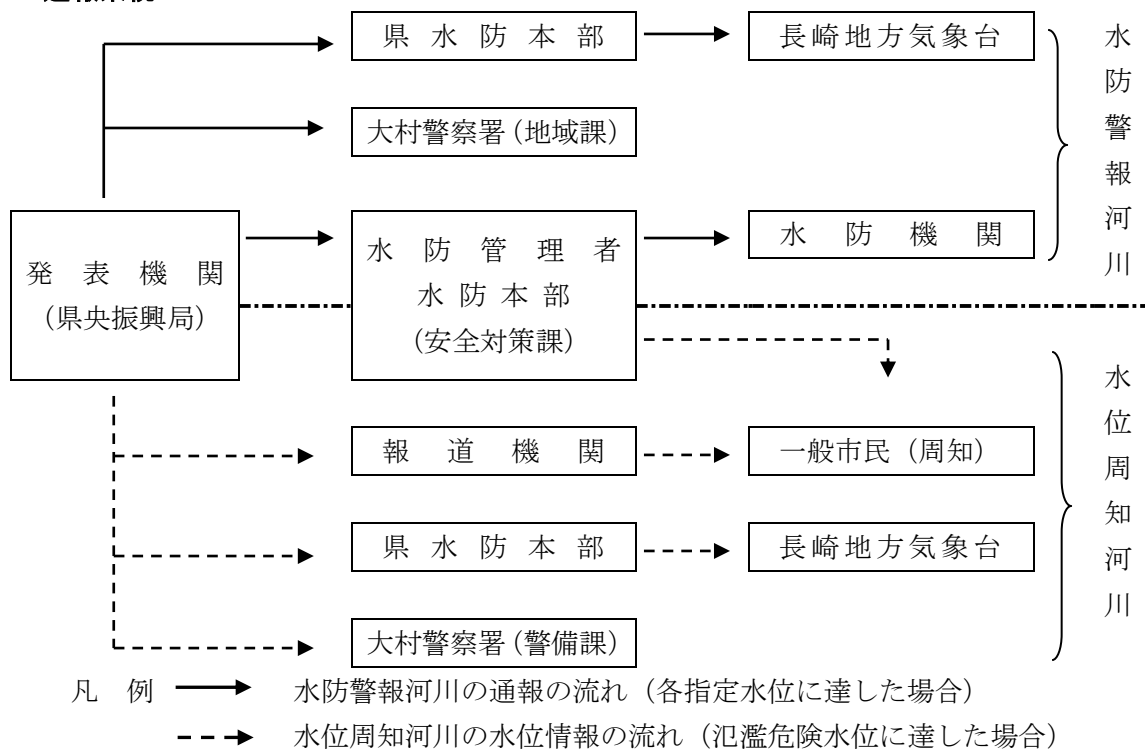
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認められるとき。
出 動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧が終了したとき等水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3 氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

内 容	発 表 基 準
市長の避難指示等の発令基準の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「氾濫危険水位」に達した場合

第2節 通報・連絡

1 通報系統



2 連絡受

対象河川の警報等は、県央振興局から市等に対して、次のとおり連絡を受ける。

河 川 名	発報担当者	水防管理者	管轄警察	報 道 機 関
大上戸川 内田川 郡川	県 央 振興局長	大 村 市 (安全対策課)	大村警察署	朝日新聞、共同通信社、時事通信社、長崎新聞社、西日本新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、テレビ長崎、長崎国際テレビ、長崎文化放送、長崎放送、日本放送協会

第6章 気象・観測

第1節 気象情報

1 気象情報の種類

「地域防災計画編 第3編 第1章 第2節 第1項 収集すべき情報等」による。

2 地震・津波に関する情報

「地域防災計画編 第3編 第2章 第2節 第1項 収集すべき情報等」による。

第2節 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概 要
水防活動用気象注意報	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用高潮警報	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津 波 注 意 報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津 波 警 報	津波により沿岸部や河川において重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や河川において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

（一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。）

第3節 水位の通報

1 県央振興局からの水位通報

(1) 水位観測所（テレメーター）の位置

河川名	観測所名	位 置	水 位 (m)			管 理 者
			水防団待機 水位(*1)	氾濫注意 水位(*2)	氾濫危険 水位(*3)	
郡 川	鬼 橋	鬼 橋 町	1.10	1.30	3.90	県央振興局
大上戸川	長久寺橋	三 城 町	1.79	2.39	2.99	
	金 丸 橋	西 三 城 町	1.80	2.10	3.00	
内 田 川	内 田 川	玖島3丁目	1.10	1.50	2.70	
針 尾 川	針 尾 川	岩 松 町	1.55	2.06	2.58	
鈴 田 川	鈴 田 川	大 里 町	2.57	3.43	4.29	

*1 水防団待機水位：水防団が水防機材や河川巡視の準備着手を行う目安

*2 氾濫注意水位：水防団の出動、現場巡視の目安

*3 氾濫危険水位：河川から水が溢れ洪水の危険性が切迫した水位

(2) 次の区分により県央振興局から、連絡を受ける。

- ア 通報水位に達したとき。
- イ 警報水位に達したとき。
- ウ 特別警戒水位に達したとき。
- エ 危険水位に達したとき。
- オ 通報水位より下がったとき。

2 大村市安全対策課にて監視・確認

危機管理型水位計

河川名	位 置	水 位 (m)			管 理 者
		氾濫水位	危険水位	観測開始	
郡 川	竹松町 1.8km 左岸	0.00	-1.11	-2.79	県央振興局
大上戸川	西三城町 1.5Km 左岸	0.00	-0.64	-1.64	
内 田 川	武部町 0.7Km 右岸	0.00	-0.57	-1.43	
よ し 川	松原本町 1.4km 左岸	0.00	-0.31	-0.78	
藤 の 川	池田新町 0.8Km 左岸	0.00	-0.52	-1.30	

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

迅速・適切な水防活動を行うため、重要水防区域近傍に水防倉庫を準備し、必要な資器材を備蓄する。

被害が大きく、市の備蓄資器材で不足する場合は、必要により、県に資器材を要望する。
備蓄品及び倉庫の位置は、下表のとおりである。

区 分 資器材具名	大村市水防倉庫	北部地区水防倉庫	計
杭 (本)	2, 0 1 4	0	2, 0 1 4
土のう袋 (袋)	1 1, 5 9 0	1 5, 0 0 0	2 6, 5 9 0
縄 (束)	1 4	1 0	2 4
鉄線 (巻き)	1 1	2	1 7
スコップ (本)	2 8	2 4	5 2
掛矢 (本)	8	1 7	2 5
ツルハシ (本)	1 4	1 8	3 2
唐くわ (本)	2	2	4
ナタ (本)	2 2	1 0	3 2
鎌 (本)	8 6	5 0	1 3 6
ペンチ (本)	0	4	2 4
鋸 (本)	1 1	4	1 5
ハンマ (本)	4	2 5	2 9
トビクチ (本)	8	5	1 3
ザル (個)	3 0	2 3	5 3
ホゲ (本)	8 0	6 0	1 4 0
ガンヅメ (本)	3 0	2 0	5 0
バケツ (個)	0	2 5	2 5

第2節 輸送の確保

1 輸送路の整備

水防活動のための資器材の搬入・人員の輸送、救援活動及び避難等を円滑、確実に行うため、都市計画道路等の整備を推進する。

2 輸送車両の確保

- (1) 警戒・巡視及び水防活動に必要な車両は、企画対策部輸送班が契約課と調整し、必要数を確保する。
- (2) 市保有車両が不足する場合、契約課と調整のうえ、県及び関係機関に対し、車両供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。

第8章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ

1 大村市における洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表することになっており、本市における浸水想定区域が指定されている河川は、郡川、大上戸川、内田川の三つの河川がある。

2 浸水想定区域内の地下施設及び防災上の配慮を要する者が利用する施設

防災上の配慮を要する者が利用する施設

	施設（事業所）名	所在地
1	いわさき眼科医院	本町436番地1
2	児童発達支援ふわり本町	本町436番地9
3	吉田内科クリニック	本町436番地16
4	いまみち歯科医院	本町436番地14
5	ふわり本町	本町585番地3
6	鳥越歯科	本町585番地4
7	あいたすデイサービス	西本町478番地2
8	長崎星美幼稚園	水主町2丁目609番地7
9	大村中央産婦人科	水主町2丁目609番地1
10	かたまち保育園	片町175番地81
11	向陽学園 向陽高等学校	西三城町16番地
12	三城保育所	西三城町12番地
13	大村市療育支援センター	西三城町138番地
14	三城小学校	東三城町17番地
15	有料老人ホームほほえみ	東三城町29番地
16	医療法人仁寿会 南野病院	東三城町33番地
17	みなみの保育園（南野病院敷地内）	東三城町33番地
18	医療法人翠明会 貞松病院	東本町537番地
19	泉の里	東本町583番地
20	諏訪保育園	諏訪1丁目45番地1
21	養護老人ホーム 湧泉荘	諏訪1丁目673番地
22	レディースクリニックしげまつ	古町1丁目514番地
23	おおむら海辺のクリニック	杭出津1丁目826番地17
24	新城保育園	杭出津1丁目842番地26
25	のびやか保育園	杭出津1丁目842番地26
26	すこやか保育園	杭出津1丁目853番地6
27	ともなが内科クリニック	杭出津2丁目555番地

	施設（事業所）名	所 在 地
28	ぶるーむ	杭出津2丁目585番地5
29	こどもデイサービスしーど	杭出津2丁目587番地2
30	デイサービスセンターキャロット広場	富の原2丁目4番地1
31	デイサービスセンターとみのはら	富の原2丁目5番地5
32	ホームヘルプステーション 慈恵荘 あんしんハウスとみのはら	富の原2丁目6番地1
33	たんぽぽ五番館	富の原2丁目77番地1
34	二丁目学童クラブ	富の原2丁目80番地1
35	デイサービス 小さな家	富の原2丁目81番地1
36	たんぽぽ園	富の原2丁目84番地3
37	子育て支援室こぱん	富の原2丁目84番地3
38	平松整形外科	富の原2丁目218番地4
39	けんじ歯科医院	富の原2丁目254番地3
40	富の原オムズホーム	富の原2丁目321番地1
41	はら脳神経外科	富の原2丁目350番地1
42	ル・ブランとみのはら	富の原2丁目350番地1
43	富の原歯科	富の原2丁目408番地1
44	かめりあこども園	富の原2丁目416番地
45	がもう歯科	富の原2丁目636番地1
46	発達支援ルームくじらくも	富の原2丁目906番地1-2
47	昊天宮保育園	竹松町713番地3
48	たけまつちっち保育園	大川田町338番地2
49	児童発達支援たっち	大川田町338番地2
50	ふじもとこどもクリニック	大川田町363番地1
51	たしろ医院	大川田町917番地1
52	俣野まさとし歯科診療所	大川田町932番地1
53	たけまつ保育園	大川田町995番地1
54	井上歯科医院	宮小路1丁目262番地11
55	デイサービスセンタースマイルケア	宮小路1丁目281番地2
56	グループホーム平の庄	宮小路1丁目291番地3
57	竹松小学校	宮小路1丁目481番地
58	牧山内科外科医院	宮小路2丁目1408番地
59	県立虹の原特別支援学校	宮小路3丁目5番地1
60	放課後等デイサービス げんきっこ (県立虹の原特別支援学校敷地内)	宮小路3丁目5番
61	県立ろう学校	宮小路3丁目5番地5
62	たなかみのるクリニック	宮小路3丁目1334番地1
63	松原小学校	松原本町5番地1

	施設（事業所）名	所在地
64	松原保育園	松原本町 2 7 番地 5
65	いちご児童クラブ	松原本町 1 7 0 番地 7
66	子育てステーションこでまり	今富町 1 0 番地 3 6
67	障害者介護付きホーム 樺	皆同町 3 5 番地 3
68	ながさき・おおば内科・消化器内科クリニック	皆同町 1 6 2 番地 2
69	南原歯科医院	皆同町 2 2 0 番地
70	保育所ちびっこハウス県央園	皆同町 2 3 1 番地
71	ファミリアフローラ	皆同町 4 3 8 番地 3
72	こどもデイサービスどれみ	黒丸町 1 6 0 番地 1
73	放課後等デイサービスふぁそら	黒丸町 1 6 0 番地 1
74	特定非営利法人 癒 グループホーム 希望・未来	黒丸町 2 2 1 番地 1
75	デイサービス みかん	鬼橋町 2 2 5 番地 1
76	郡中学校	沖田町 6 9 番地
77	マイン歯科	沖田町 7 2 8 番地 2
78	長崎医院	寿古町 7 6 7 番地
79	フォルテ認定こども園（メロディー）	寿古町 8 1 2 番地 1 1
80	福重小学校	福重町 2 3 0 番地

3 地下施設及び防災上の配慮を要する者が利用する施設における計画の作成等

浸水想定区域内の地下施設の管理者及び防災上の配慮を要する者が利用する施設の管理者は、浸水防止に関する訓練や避難の確保の訓練に関する計画等を作成し、定期的に訓練を行うよう周知・徹底する。

4 洪水ハザードマップの整備・周知

県等から通知された浸水想定区域のある河川については、避難等の迅速な安全確保を図るため、洪水予報及びその伝達要領、避難場所等を洪水ハザードマップとして、市民等に周知する。

市において作成し、ホームページ等で周知あるいは配布している洪水ハザードマップは、郡川、大上戸川及び内田川の三つの河川である。

第9章 水防活動

第1節 水防巡視

堤防その他の巡視責任者は、市水防本部から気象状況の通知があったときは、洪水及び高潮の危険が解消するまで絶えず巡視を継続するものとする。

堤防、堰堤その他が危険に瀕したとき及び決壊し始めたときは、直ちに水防本部に連絡するものとする。

1 各地区の分担（長：その地域の消防分団長）

水防警戒区域の担当分団

河川海岸名	区 域	担当分団名
郡 川	右岸 鬼橋より上流 左岸 荒瀬橋より上流 矢淵橋まで	第 10 分団
	左岸 荒瀬橋より矢次地区東端まで	第 8 分団
	左岸 矢次地区東端より上川原地区東端まで	第 9 分団
	右岸 鬼橋より下流 左岸 上川原地区東端より下流	第 11 分団
大 上 戸 川	右岸 金丸橋より上流	第 7 分団
	右岸 金丸橋より下流	第 5 分団
松 山 海 岸	松山橋より新城まで	
大 上 戸 川	左岸 金丸橋より下流	第 3 分団
波 戸 堤 防	大上戸川より内田川の間	
大 上 戸 川	左岸 本堂川より上流	第 4 分団
内 田 川	右岸 鉄橋より上流	
	左岸 常盤橋より下流	第 2 分団
片 町 海 岸	内田川河口より玖島橋の間	
久 原 海 岸	玖島橋より荒川まで	第 1 分団
鈴 田 川	荒川より上流	第 14 分団
三 浦 海 岸	舟津より溝陸まで	第 13 分団
松 原 海 岸	東彼杵町境より伏原海岸まで	第 12 分団
森 園 海 岸	今津海岸より森園海岸まで	第 6 分団
郡 川	矢淵橋より上流	第 15 分団

2 決壊等発見・連絡を受けた際の処置

巡視等により、堤防その他が決壊した旨の報告を受けた場合又は住民からの情報を入手した場合、直ちに、県央振興局長及び大村警察署長に通報するとともに、近隣住民に周知し、氾濫による被害が拡大しないような処置を講ずる。

第2節 水防非常配備と出動

1 水防非常配備の種類

- (1) 災害対策本部の非常配備体制への移行は、迅速確実に行うため、次の要領により配備する。

第1配備	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第2配備	水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。
第3配備	情報を総合して事態が切迫するに至って、第2配備体制で処理困難状態が認められる場合は、完全水防体制のため所属全員を配備につかせる。

＊この配備体制は、事態に応じて、第1配備体制から直ちに第3配備体制を発令する場合もあり、また予想される事態の規模が小さくて、第3配備体制を必要としないことが水防本部で認められた場合は、第3配備体制を発令しないことがある。

- (2) 各出張所は、前項に順じて配備体制に万全を期するよう努める。

2 担当職員等の注意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も、自動的に出動しなければならない。
- (2) 第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出を避け、待機しなければならない。
- (3) 非常勤務者は、責務の重大なることを認識し、勤務場所を離れてはならない。

3 出動基準

消防団員及びため池管理者の出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 河川及びため池の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況により、高潮の危険が予知され潮位（＋）1メートルに達したとき。

4 出 動

次の場合は、直ちに消防団員及びため池管理者を出動させ警戒配備につかせる。

- (1) 河川又はため池の水位が、警戒水位に達したとき。
- (2) 潮位が（＋）1メートルに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (3) 台風が長崎県内を通過するとき。

5 一般住民の出動

河川又はため池の水位並びに潮位が甚だしく増大し、堤防等が危険となり、応急作業に多くの人力を要する場合には、付近の住民の出動を命じて水防作業に従事させる。

第3節 水防作業

1 工 法

洪水時は、堤防に異常の起こる時期は漏水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、がけ崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位3／4位減水したときが最も危険）ことから、洪水が最大期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。

しかし、ときには数種類の工法を併施して始めて、その目的を達成することがあることから、当初の施工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を次々に行い、防止に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組織材料、流速法面、護岸等の状況を考慮して最も有効でしかも長期間、材料がその付近で得やすい工法で施工する。

水 防 工 法

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
越 水		積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防天端に杭を打ち、せき板をたてる。	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鉄製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏法面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤防の堅い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防裏法面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土嚢
漏 水 対 策	川 裏 対 策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏法先平坦地に円形に積み、土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏法先平地にビニロン帆布製中空円形マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏法先平地に鉄板を円形に積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏法部によりかかり半円形に積み土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
水	漏	川			
		裏			
		対			
	策				
	川				
洗 掘	表				
	対				
決 壊	策				

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
亀 裂	天 端	折り返し工	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹を突き刺し、折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線
	天 端 ～ 裏 法	控え取り工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	亀裂が天端から裏法かけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り 亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち、竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
裏 法 崩 壊	亀 裂	五徳縫い工	裏法面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (杭打ち)	裏法面の亀裂を挟んで杭を打ち、ロープで引き寄せる。	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹刺し工	裏法面の亀裂が浅い時、法面が滑らないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	裏法先付近に杭を打ち込む。	粘土質堤防	杭、土のう
	崩 壊	かご止め工	裏法面にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		立てかご工	裏法面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み 土のう工	裏法面に杭を打ち込み、中づめに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏法面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		つなぎくい打ち 工	裏法面に杭を数列うち、これを連結して中づめに土のうを入れる。	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで、柵を作る。	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏法面に杭を打ち、柵を作り、中づめ土のうを入れる。	一般堤防	杭、柵材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口

2 水防上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 夜間など特に言動を慎み、みだりに「溢水」とか「破堤」等想像による言動を弄してはならない。
- (3) 命令及び情報の伝達には、迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、水防員を緊張させたりしないように留意し、最大の水防能力を発揮できるように心掛ける。

第4節 堰堤（取水堰）ため池の操作

堰堤（取水堰）ため池の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに必要事項については、水防本部と緊密な連携を保持するものとする。

ため池 の 名 称	管 理 者		ため池 の 名 称	管 理 者	
	住 所	氏 名		住 所	氏 名
平 床	松原3丁目150-1	福 田 博 宣	烏帽子	木場1丁目927-1	永 田 武 義
	松原3丁目993	桜 田 繁 信		玖島2丁目171-13	杉 本 康 秀
野 岳	野岳町1298	小 林 正 一	大多武	東大村1丁目2213-1	松 本 正 登
	野岳町130	山 口 勝 成		東大村2丁目1806-13	江 嶋 末 喜
	重井田612-1	三 根 正 典	姥の懷	東大村1丁目2514-2	野 口 三 男
葛 城	宮小路1丁目266	前 川 與		木場2丁目578-2	林 敏 弘
	宮小路1丁目404	久 保 一 誠			
狸の尾	原町953-4	石 橋 千 里			
	上諏訪町1433	藤 尾 保 則			

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関（消防署、消防団）に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関（消防署、消防団）に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった時は、警察官は、消防機関（消防署、消防団）に属する者の職権を行うことができる。

第6節 避難・立退き

- 1 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、防災無線等により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
ただし、出張所管内において交通、信号が途絶し連絡不能に陥った場合又は事態急迫して、水防本部長の指示を受けるいとまがない場合、出張所長は臨機に避難のための立退きを指示することができる。
- 2 消防団員は、避難立退きの指導に任ずるものとする。
この際、現地においては、警察官との連携を緊密にするものとする。
- 3 避難場所（避難所）は、「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。
- 4 住民に対して避難・立退きを指示した場合は、直ちに大村警察署長に連絡するものとする。
- 5 水防本部長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県水防本部（地方本部）に速やかに報告する。

第7節 水防解除

1 水防本部の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に配置する。

第8節 水防顛末報告

水防活動が終結したときは、水防を行った箇所ごとに水防顛末報告書を作成し、水防地方本部長（県央振興局長）に対して報告する。

＊ 報告書の様式については、「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。

第 10 章 水防信号・標識等

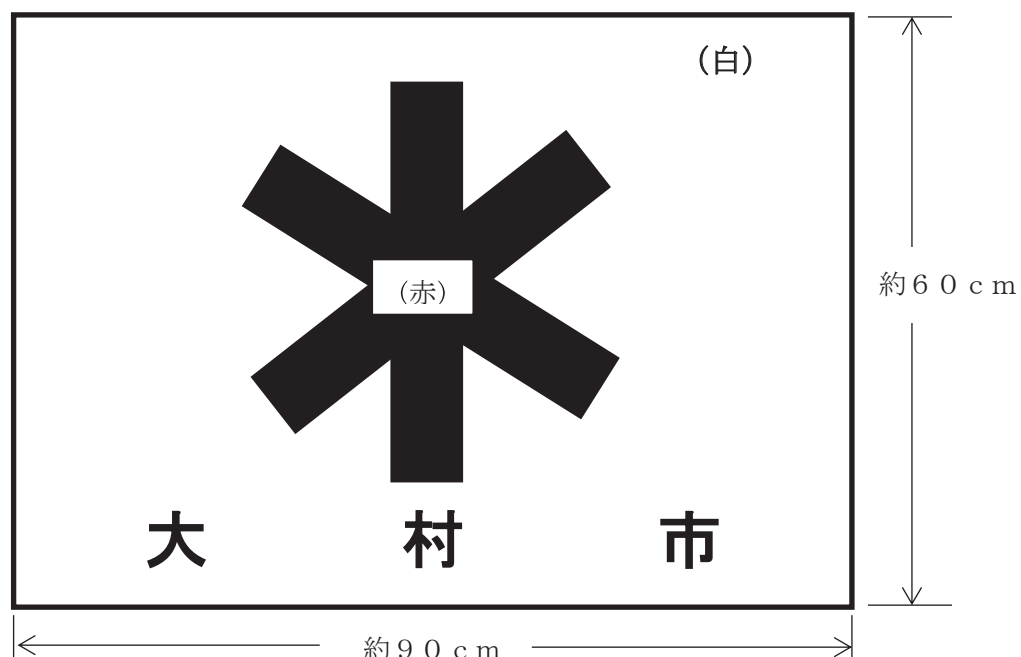
第 1 節 水防信号

長崎県水防信号規則に基づく、警戒、出動等の信号は下表のとおりである。

	サ イ レ ン 信 号				
第 1 信号	約 5 秒 ○—	約 15 秒 休止	約 5 秒 ○—	約 15 秒 休止	約 5 秒 ○—
第 2 信号	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○—
第 3 信号	約 10 秒 ○—	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○—	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○—
第 4 信号	約 1 分 ○—	約 5 秒 休止	約 1 分 ○—		
備 考	1 第 1 信号は、警戒水位に達したとき。 2 第 2 信号は、水防団及び消防機関の出動を知らせる。 3 第 3 信号は、水防管理団体（市）の区域内居住者の出動を知らせる。 4 第 4 信号は、必要と認める区域内の居住者に避難立退きを知らせる。 5 危険が去ったときは、口頭伝達によって周知させる。				

第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のための出動する車両の標識は、次のとおりである。



第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者（県央振興局）による協力

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の手合点検の実施
- 3 水防関係資器材の貸与
- 4 職員の派遣（緊急事態に際しての、水防に関する情報、資料の収集及び提供業務）
- 5 水防活動の記録及び広報
- 6 水防訓練等への参加

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は、協定に基づき関係市長等に対して応援を求めるものとする。

また、協定締結市から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応ずるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第 3 節 自衛隊の派遣要請

本部長は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、災害対策基本法第 6 8 条の 2 に基づき、派遣要請を知事（土木部河川課）に対して行う。

その要領については、「地域防災計画 第 3 編 第 1 章 第 5 節 自衛隊の派遣要請」の項による。

なお、通信の途絶等により、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、直接、自衛隊（第 1 6 普通科連隊）に派遣を要請する旨の通知を行い、県との連絡手段確保後、正規の手続きを行う。